

1

はじめに

(1) 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、生涯にわたって健康で生き生きと暮らし、豊かな人間性を育むためには欠かすことのできないものです。また、地域の「食」を活かした様々な活動は、郷土への愛情を育み、活力ある地域づくりへとつながっていく非常に重要なものです。

このため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できるようにする「食育」を推進していくことは、県民一人ひとりが健全な心と身体を培い、未来に向かって羽ばたく力を作り上げる基礎となります。

和歌山県では、平成17年7月に施行された「食育基本法」及び平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」の趣旨を踏まえ、和歌山の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成19年3月に「食べて元気、わかやま食育推進プラン」を策定し、県民運動として食育に取り組んできました。

このプランに基づき、教育現場での食育活動、地域での食や農林漁業に関する体験活動が県内各地で実施され、「食育」という言葉が県民に浸透するとともに、地域で食育活動を行うボランティアや学校における食に関する指導の要となる栄養教諭の数が増加し、特定健康診査の実施によりメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）等に対する県民の知識が高まるなど、和歌山県の食育は着実に前進してきました。

しかしながら、朝食の欠食や野菜・果物の摂取不足、一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられるなど、いくつかの課題が残され、食育推進の必要性はむしろ増しています。

平成23年3月には、国において「『周知』から『実践』へ」をコンセプトとした「第2次食育推進基本計画」が策定されました。

こうしたことから、本県でも、食育の推進に当たっては、単なる『周知』にとどまらず、県民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じた活動を『実践』できるような推進が必要になってきています。

国の新しい基本計画の考え方や食を巡る現状と課題を踏まえつつ、恵まれた気候風土と長い歴史の中で育まれた豊かな食材や特有の食文化を活かした「和歌山県らしい食育」を、今後より一層推進するための総合的かつ計画的な指針として、「第2次和歌山県食育推進計画」を策定しました。

(2) 計画策定の背景

本計画を策定する背景には、私たちにとって毎日欠かすことができない「食」を巡る、様々な課題があります。

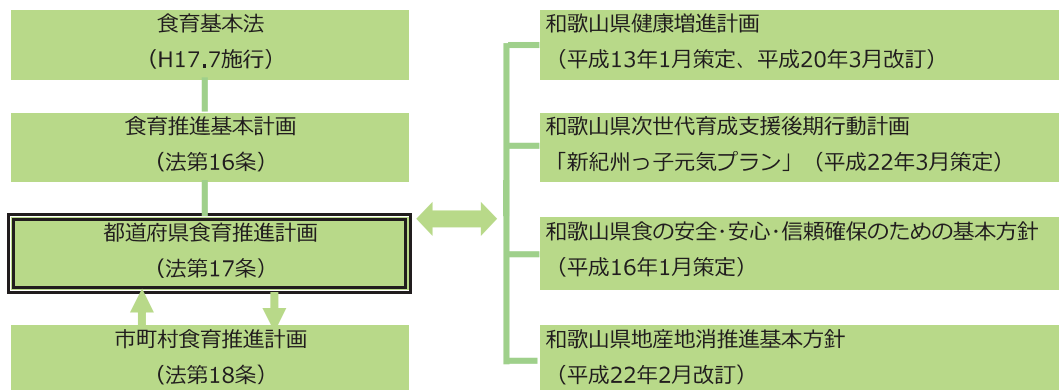
- 高齢者単身世帯割合の増加や3世代世帯の減少に伴い、家族で楽しく食卓を囲む機会や、食文化を伝える機会の減少が懸念されます。
- 健康面においては、成人では、朝食の欠食や栄養バランスの偏りがみられ、特に中高年のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高くなっています。また、本県は全国の中でもがんや心疾患などによる死亡率が高く、平均寿命が短くなっています。
- 児童生徒においても、朝食を欠食したり、夕食を家族と一緒に食べない子どもが少なくありません。また、県外の大学・短大への進学率が全国1位であることから、学校給食や関連教科等を通じた食育を推進し、高等学校を卒業するまでに健全な食習慣を習得させる必要があります。
- 農林水産業においては、「果樹王国わかやま」として全国にも知られるほど、果樹の生産が盛んであり、また、多種多様な水産物にも恵まれるなど、本県は山の幸、海の幸の宝庫と言えます。その一方で、農業や漁業を担う人口の減少と高齢化が進むとともに、県民の野菜や果物の摂取量も少なくなっています。
- 食の安全においては、輸入食品による事故・事件や、食品の偽装表示など、食を巡る多くの問題が発生したことで、食品の安全性に対する不安感が高まる一方、食に関する情報が氾濫し、正しい情報を適切に選別し、活用することが困難な状況も見受けられます。

こうしたことから、県民一人ひとりが食に関する意識をさらに高め、健全な食生活を実践することが求められるとともに、食への感謝の念や理解を深めつつ、豊かな食文化の伝承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進などに取り組むことが喫緊の課題となっています。

(3) 計画の位置付け・性格

本計画は、食育基本法第17条に基づく計画として位置付け、和歌山県の特徴を活かした食育推進のビジョン及び具体的施策の方向性を示したものです。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。



(4) 計画の期間

- ・平成24年度～平成29年度とします。
- ・計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。